

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

都城市立山之口小学校
校長 大迫 拓也

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業の延長について

臨時休業における各御家庭の対応につきましては、格段の御協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日、別紙のとおり都城市教育委員会から5月24日（日）まで臨時休業を延長するとの通知がありました。

つきましては、山之口小学校としては、延長された5月11日（月）から5月24日（日）の期間については、下記のとおり対応いたします。

なお、今後の感染状況によっては、臨時休業の期間や対応が変更される場合があります。その際は、安心安全メール及びホームページで連絡いたします。保護者の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

また、本日（5月7日）に家庭訪問にて配付しました5月11日（月）からの時間割につきましては、5月11日（月）は記載のとおりとし、5月12日（火）以降の時間割は変更になりますので、5月11日（月）に再度配付いたします。お間違えのないようお願いいたします。

記

1 臨時休業の延長期間

令和2年5月11日（月）から5月24日（日）まで

2 学校再開期日

令和2年5月25日（月）

※ 通常どおり給食があります。なお、変更がある場合はメール及びホームページで連絡いたします。

3 臨時休業延長期間中の対応

(1) 登校日の実施

○ 実施目的

- ・ 児童の心身のケア、学校再開に向けた基本的な生活習慣の確立、学習の保障

○ 実施期日

- ・ 5月11日（月）、5月22日（金）—————▶ 全員登校日
- ・ 5月12日（火）から5月21日（木）まで————▶ 分散登校日

○ 全員登校日の実施方法

5月11日（月）	集団登校 給食あり	5月7日（木）配付のとおり
5月22日（金）	集団登校 給食あり	全学年5時間授業 集団下校（14：10）

（裏面に続きます。）

○ 分散登校日の実施方法

- ・ 「密集」「密接」「密閉」を避け、且つ、登下校の安全を確保するために、地区をA班、B班の2つに分け、1つの学級の人数が概ね半分になるようにして実施いたします。

A班	西向原 (1-1、1-2、2・5、5-1、5-2、6・7-1、6・7-2、9-1、9-2、3-1、3-3、10-1、10-2) 街区4・5の第2班 向原東 (第2班) 高城原、青井岳、
B班	西向原 (2、3-2) 街区 (上記以外の街区) 向原東 (上記以外の向原東) 川内、前方、飯起、原田・上森、東・榎木、

※ 今回、1つの学級の人数を概ね半分にするために、地区によっては、登校をしていただく登校班が地区から分かれてしまうことになりました。誠に申し訳ありませんが御協力をよろしくお願いいたします。

○ 分散登校日の日程

- ・ 通常の時間帯に集団登校
- ・ 給食あり 全学年5時間授業で昼休みなし 集団下校 (14:10)

○ 準備物

- ・ マスク着用、健康チェックカード (検温)、
 - ・ 分散登校ため全員が給食当番を行います。2年生以上は給食用マスク、エプロン、三角巾
- ※ その他は、5月11日 (月) に配付する各学級の時間割を御覧ください。

○ 登校日の計画

日	11日 (月)		12日 (火)		13日 (水)		14日 (木)		15日 (金)	
班	A班	B班	A班	B班	A班	B班	A班	B班	A班	B班
内容	全員登校日 (全員登校)		登校日 分散	家庭学習	家庭学習	登校日 分散	登校日 分散	家庭学習	家庭学習	登校日 分散

日	18日 (月)		19日 (火)		20日 (水)		21日 (木)		22日 (金)	
班	A班	B班	A班	B班	A班	B班	A班	B班	A班	B班
内容	登校日 分散	家庭学習	家庭学習	登校日 分散	登校日 分散	家庭学習	家庭学習	登校日 分散	全員登校日 (全員登校)	

(2) 臨時休業延長中の児童預かり

やむを得ない事情で預かりを希望される保護者の皆様は、

5月8日 (金) 午前9時から午後5時までに学校へ電話で連絡をください。(57-2005)

なお、「やむを得ない事情」とは、下記のとおりとなります。

仕事等の関係で、どうしても保護者等が自宅等で子どもの面倒を見ることができず、かつ、お子様自身の状況から、一人で自宅で過ごさせることが難しい場合です。

臨時休業の目的は、子どもたちを集団にしないことで、感染拡大を防ぐことですので、あまりにも多くの児童が登校する状況になりますと、その目的を達成することが難しくなります。保護者の皆様には多大な御迷惑をおかけすることになりますが、趣旨を御理解いただいて適切な判断をお願いしたいと思います。

(3) 臨時休業期間延長中の山之口小学校施設開放 (運動場)

- 実施いたしません。 ※ 延長期間中は分散登校日のため開放できません。